

## 売店、職員食堂及びレストランの運営等に関する仕様書

### 1 高知医療センターの概要

- (1) 病床数 620床（一般548床、精神44床、結核20床、感染症8床）
- (2) 患者数(令和6年11月実績)  
入院 417人/日、病床稼働率67.3%、平均在院日数10.6日  
外来 792人/日
- (3) 職員数（正職員）  
医師155名 看護師・助産師689名 薬剤師31名 管理栄養士14名  
医療技術100名 事務36名 その他28名
- (4) 外来診療時間  
8時30分から12時まで、13時から16時30分まで  
休診：土曜・日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）

### 2 売店及び職員食堂・レストランの運営等に関する基本条件（共通の要求水準）

- (1) 基本のコンセプト  
院内の売店及び職員食堂・レストラン（以下「売店等」という。）は、患者やその家族、病院で働く職員をはじめとした、すべての病院利用者へのサービスを向上させる重要な施設であることを十分認識し、設置目的に沿った運営とすること。
- (2) 健全な収支計画  
運営にあたっては、利用者のサービス向上を確実に図るため、事業の継続性、経営の健全性に配慮した収支計画とすること。
- (3) 店舗等のデザイン  
病院内の店舗として、清潔感のあるデザインとし、車椅子利用者や点滴スタンド利用者にも配慮した安全でわかりやすい配置とすること。なお、店舗の仕上げ工事に際しては、病院全体の意匠や色彩計画を踏まえ、企業団からの必要な指示に従うこと。
- (4) 営業に伴う関係法令上の手続き  
営業に伴う関係法令上必要となる諸官庁への申請・届出等については、すべて運営事業者の負担で行うこと。
- (5) 衛生管理及び感染症対策  
運営事業者は、関係法令を遵守し、衛生管理及び感染症対策に十分注意を払うとともに、これらに対して発生した問題等については、すべて運営事業者の負担と責任において対処するものとする。
- (6) 張り紙、看板等の表示  
企業団が許可した場所以外での張り紙や看板等の掲示は認めない。なお、通路上等に看板や案内等を設置する場合は、企業団に事前協議し、許可を得ること。ただし、病院事業の運営に支障のある張り紙、看板等は認めない。
- (7) 商品等の搬入搬出  
商品等の搬入・搬出の時刻、経路及び荷卸場所については、企業団の指示に従うこと。
- (8) 従業員の健康管理等  
従業員に対しては、病院という施設の特殊性を考慮し、定期的に健康診断を実施すると

ともに、院内感染防止対策を講じて作業させること。また、万が一、従業員が感染症等に感染した場合には、直ちに企業団へ報告した上で、企業団の指示に従い、当該作業員への措置及びその他の者に感染することがないように感染症対策を迅速に講ずること。なお、これらの措置に係る費用は、運営事業者の負担とする。また、商品の取扱いに関する衛生教育も同様に徹底すること。

**(9) 廃棄物の回収及び処分**

売店等からの廃棄物の保管、回収及び処分については、運営事業者の負担により責任をもって行うこと。

**(10) 現場責任者の設置**

売店及び食堂に現場責任者をそれぞれ1名任命し、平日日中は常勤とすること。現場責任者は常に現場スタッフを指導し、売店等の点検・衛生管理を行い、利用者からの要望や苦情等に速やかに対処すること。なお、当該責任者は、日常業務における企業団との対応責任者とし、現場責任者が不在のときは、代理の者を置き、現場責任者と同等の責任を負わせること。

**(11) 従業員の駐車場**

病院敷地内の従業員用駐車スペースが限られているため、一定の台数を超える場合は各自で用意すること。

**(12) 緊急時の対応**

事故や犯罪、若しくはそれらに準じる事態（以下「事故等」という。）が発生した場合は、患者や来院者への影響回避を最優先事項として適切に対処すること。また、発生した事項、その原因、影響範囲、対処方法等をまとめ、企業団に報告すること。また、営業時間内外における事故等発生時の連絡体制を書面にて予め企業団へ届け出ること。

**(13) 大規模災害時の対応**

地震等大規模災害時や新型コロナウイルス大流行時などにおける企業団からの協力要請に対して誠意を持って対応すること。

**(14) 指定用途以外の使用及び第三者への譲渡・転貸等の禁止**

貸与する行政財産については、指定された用途又は目的以外に使用することを禁止する。また、契約に基づく権利の一部若しくは全部を第三者に転貸し、譲渡し、又は運営を委託することを禁止する。ただし、運営事業者のフランチャイズ契約等に基づき企業団の承認を受けた場合は、この限りではない。

**(15) 禁煙への協力**

病院敷地内は全面禁煙であるため店舗内も全面禁煙とし、利用者に対する禁煙表示を行うこと。

**(16) 原状回復義務**

運営事業者は、次の次号のいずれかに該当するときは、自己の責任において貸付物件を原状に回復しなければならない。ただし、企業団が適当と認めたときは、この限りではない。

期日までに原状回復の義務を履行しないときは、企業団が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを運営事業者に請求することができるものとする。この場合、運営事業者は企業団に対し、何らの異議も申し立てることはできない。

ア) 運営事業者の責に帰すべき事由により、貸付物件を滅失又は毀損したとき。

イ) 運営事業者が別途契約に定める義務に違反したことにより、企業団が契約を解除するとき。

ウ) 貸付契約の終了により貸付物件を企業団に返還するとき。

**(17) 損害賠償**

運営事業者が別途契約に定める義務を履行しないために企業団に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として企業団に支払わなければならない。

なお、企業団が、公用、公共用又は公益事業の用に供するため貸付物件を必要とし、契約を解除した場合において、運営事業者に損害が生じたときは、運営事業者は、企業団に対しその補償を請求できるものとする。

**(18) 貸付契約の終了前の事業撤退**

貸付契約の契約期間終了前に運営事業者の都合により事業撤退しようとする場合には、少なくとも事業撤退する日の6か月前までには企業団と十分協議すること。

**(19) 事業撤退後の引き継ぎ**

事業撤退する場合は、次の運営事業者への引き継ぎに全面的に協力すること。

**(20) 法令等の遵守**

売店及び職員食堂・レストランの運営にあたっては、関係法令及び規程を遵守すること。また、その他運営に際し必要が生じた場合は、企業団と協議すること。

**3 職員食堂・レストランの運営等に関する個別条件（個別の要求水準）**

**(1) 営業場所及び貸付面積**

区分	営業場所	貸付面積
食堂	1 1階（平面図を参照）	厨房 294.09㎡

**(2) 利用者**

職員食堂は職員及び院内に勤務する委託業者（以下「職員等」という。）が主に利用し、レストランは外来患者やその家族のほか様々な病院利用者が利用する。

**(3) 営業開始予定日**

企業団との協議により決定する。

**(4) 営業日及び営業時間**

下記の営業時間及び営業日を基本とするが、運営事業者の提案により営業時間を延長することを妨げない。

	職員食堂	レストラン
営業時間	11:00～15:00	11:00～15:00
営業日	平日（年末年始を除く。）	平日（年末年始を除く。）

**(5) 提供メニュー**

栄養バランスのとれた日替わり定食は必ず用意すること。

**(6) 提供禁止メニュー**

酒類その他企業団が療養に適さないと判断するものは提供しないこと。

**(7) 提供サービス**

- ① 職員等用に弁当等の配達サービスの提案を行うこと。

② 各種電子決済（E d yや院内キャッシュレスカード等）

**(8) 提供価格**

リーズナブルな価格設定にすること。

職員食堂については、職員用価格を設定できること。

**(9) 売上実績の正確な記録**

毎月の売上実績（利用者数、売上額）を可能な限り正確に記録すること。

**(10) 運営費用等の負担**

企業団は契約期間中に現状設置している厨房機器等を提供する。その他必要な機器等は運営事業者の負担で準備すること。

また、光熱水費は実費相当として別途企業団の定める料金で課金し、企業団の指定する方法により期限までに納入することとする。

その他、通信設備・通信費や火災保険料、廃棄物処理費、防虫・消毒等衛生管理費など、食堂の運営に必要な経費はすべて運営事業者が負担することとする。

**4 売店の運営等に関する個別条件（個別の要求水準）**

**(1) 営業場所及び貸付面積**

区分	営業場所	貸付面積
売店	1階（平面図を参照）	188.78㎡

**(2) 利用者**

患者、その家族、職員等のすべての病院利用者。

**(3) 営業開始予定日**

仮店舗の営業含め、企業団との協議により決定する。

**(4) 営業日及び営業時間**

下記の営業時間及び営業日を基本とするが、運営事業者の提案により営業時間を延長することを妨げない。

	売店
営業時間	6:00~24:00
営業日	毎日

**(5) 取扱商品**

軽食（弁当、そう菜、おにぎり、パン、サンドイッチ等）、飲料、菓子類、文具、日用雑貨、傘、つえ類、新聞、雑誌、手術等に必要な医療衛生材料、入院生活に必要な日用品類、切手類等を中心に売店での商品構成を企画提案すること。なお、療養上の必要性から、別途企業団が指定する医療衛生材料（別紙）は必ず取扱うこと。

**(6) 取扱い禁止商品**

酒類、たばこ、成人向け図書、その他企業団が療養に適さないと判断する商品は取り扱わないこと。

**(7) 提供サービス**

① 宅配取次業務

- ② ファクシミリ及びコピーサービス
- ③ 各種電子決済（E d yや院内キャッシュレスカード等）
- ④ 公共料金の支払い
- ⑤ 電子レンジによる食品の温め
- ⑥ 入院患者への商品配達サービス

**(8) 商品・サービス価格**

販売価格は、一般的なコンビニエンスストアの相場価格を大きく上回る価格に設定しないこと。

**(9) 売上実績額の正確な記録**

毎月の売上実績額を可能な限り正確に記録すること。

**(10) その他営業条件**

- ① 車椅子や点滴スタンドを使用している利用者のための通路を確保すること。
- ② 利用ピーク時（午前11時30分から午後1時まで）の混雑を緩和させるように工夫すること。
- ③ 店舗の改修や事業者の入れ替わりを想定して、仮店舗の設置など、事業を継続的に運営するための方策についても提案すること。

**(11) 運営費用等の負担**

光熱水費は、実費相当として別途企業団の定める料金で課金し、企業団の指定する方法により期限までに納入することとする。

その他、通信設備・通信費や火災保険料、廃棄物処理費、防虫・消毒等衛生管理費など、売店の運営に必要な経費はすべて運営事業者が負担することとする。

**5 貸付料に関する条件**

貸付料は、次の(ア)と(イ)の合計とする。ただし、(ア)については、募集開始時点における企業団の帳簿価格を基に当該貸付けに係る部分の面積により算出していることから、建物価格の改定後に若干の変更が生じることがある。

貸付料の納付は月ごとの納付とし、納入通知書により企業団側へ支払うこと。

なお、初年度の貸付料は、貸付期間の開始日如何に関わらず、令和7年4月1日を起算日として算定するものとし、貸付期間の開始日から令和7年3月31日までの間の貸付料は発生しないものとする。

区分	貸付料（月額）	
	(ア) 定額分	(イ) 売上連動加算分
食堂		
売店	235,127円以上の金額で、運営事業者が企画書に示す定額の貸付料。	運営事業者が企画提案書に示す「提案手数料率」を売上実績額に乗じた貸付料。

(別紙) 別途企業団が指定する主な医療衛生材料 (令和7年1月6日現在)

分類	商品
衛生材料	ガーゼ、脱脂綿、アルコール綿、綿棒、包帯、マスク、手袋、絆創膏、サージカルテープ、創傷被覆材
衛生用品	おしりふき、泡式清拭剤、ドライシャンプー、液体石鹼・泡石鹼、手術用腹帯、術後腹帯、三角巾、胸帯、食事用エプロン、寝衣、
大人用おむつ	パンツタイプ、テープ止めタイプ、尿とりパッド
お産用品	直後パッド、ナプキン、母乳パッド、授乳ハーフトップ、産褥ショーツ、母乳バッグ、ランシノー、ピアバーユ、乳頭保護器、産前産後骨盤ベルト
こども用おむつ	テープ式、パンツ式
ベビー用品	おしりふき、ガーゼハンカチ、めん棒、清浄綿、滅菌精製水、哺乳瓶、シリコン製乳首、ベビー爪切り、ベビーパウダー、ベビーオイル、ベビーローション、ベビーシャンプー、ドライミルク、哺乳びん除菌洗浄剤、搾乳器
口腔ケア用品	歯ブラシ、歯間ブラシ、舌ブラシ、薬用ハミガキ、口腔内保湿剤、口腔ケアブラシ、口腔ケア用ウエットティッシュ
リハビリ用品	転倒防止シューズ、歩行用採尿バッグ、レッグバッグ、ケア帽子
食品	栄養調整食品、塩分調整食品、とろみ調整食品、経口補液

※具体的な品目、取扱商品のメーカー、規格等は、事業者の決定後、企業団と協議のうえ決定する。